関西労働者安全センター

2015. 9.10発行〈通巻第459号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201 TEL.06-6943-1527 FA X.06-6942-0278 郵便振替口座 00960-7-315742 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp ホームページ: http://www.geocities.jp/koshc2000/



●緊急作業時の被はく規制で省令公布 250mSv限度規制運用に矛盾多く ····································	2
●アスベスト健康被害国賠訴訟 藤田さん和解成立	6
●2015労災職業病講座のお知らせ	7
●労働安全衛生法改正 ストレスチェック制度にどう取り組むか (3)	8
●連載 それぞれのアスベスト禍 その54 古川和子]	1
●韓国からのニュース ······]	3
●前線から	6

8月の新聞記事から/19

表紙/重い水道管を持ち上げ腰痛に(本文:前線から17P)

緊急作業時の被ばく規制で省令公布 250mSv 限度規制運用に矛盾多く

8月31日、厚生労働省は電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令を公布した。昨年末に設置された検討会がまとめた報告書をもとに、原子力施設での緊急作業時の被ばく規制等について、新たな条文を盛り込むことなどが中心となっており、来年4月1日の施行とされている。

具体的には、原子力災害対策特別措置法の対象となる施設(原子力発電所など)について、従来の緊急作業規制で対処できないような事態になったときに、新たに「特例緊急被ばく限度」を設け、250mSv、又は250mSvを超えない範囲で厚生労働大臣が定めるというもの。この被ばく限度による作業を「特例緊急作業」とよび、原子力災害特別措置法に規定する「原子力防災要員」にのみ従事させることができるとする。そしてこの「特例緊急作業従事者」については、特別の教育の実施を要件とした。

本誌では、これまで検討会の内容や予想 される規制内容、その問題点等について紹 介してきたが、ここでは、同様の作業を別 の法令により規制する原子炉等規制法関係 の条文と関連付けながら見ておきたい。

250mSv 超えない限度 厚生労働大臣はいつ設定するのか

まず、電離則でいう「特例緊急被ばく限度」(第7条の2)は、従来の被ばく限度(第

7条第2項の100mSv) によることが困難 なときは、250mSv を超えない範囲で「当 該緊急作業に従事する間に受ける実効線量 の限度の値」である。この条文では、厚生 労働大臣がそのときの状況を判断して、必 要な範囲でのみ被ばく限度を定めるという ことなのだが、すぐ後の第2項では原子力 災害特別措置法に定めている原子力緊急事 態またはそれに至るおそれの高い事態と なった時には厚生労働大臣の判断の余地は なく直ちに 250mSv の特例緊急被ばく限 度を定めるとする。要するに原子力災害特 別措置法において原子力事業者に通報が義 務付けられているほどの放射線量が境界区 域で検出されたような場合には、直ちに 250mSv の限度を定めるのだが、それ以外 にも事情を勘案して 250mSv 以下の範囲 での限度を定めることがあるというのであ る。

これに対して、同時進行で改正作業が進められている原子炉等規制法のほうの規則では、原子力災害特別措置法に規定されている事象が発生した場合に、緊急作業に係る線量限度を250mSvに引き上げるとしているのみで、それ以外の規制は従来の100mSv限度以外の規制は設定していない。

ここで問題となるのは、厚生労働大臣が 独自に判断する 250mSv 以下の限度を設 ける緊急作業とはどのような事態のことを 指すのかということである。たとえば原子 炉等規制法において、緊急作業に係る被ば く限度 250mSv を適用したが、労働安全 衛生法(電離則)によればそこまでの適用 はなく、厚生労働大臣独自の判断による限 度を設定するということがあり得るのかど うかということだ。両方の省令もしくは省 令案等をみる限り、そのような場合がある とは考えられないのである。

7月7日に全国安全センターが行った関係省庁との交渉において、厚生労働省の担当者が答えたのは、一旦250mSvに設定したのちに、段階的に引き下げる等の措置をする際に、この第7条の2第1項が適用されるのだという。だとすると、そもそも第7条で「緊急作業」について「放射線による労働者の健康障害を防止するための応急の作業」と規定していることがどうなるのかということもある。

いずれにしろ、この第1項が何かの歯止 めになる条文であるとは到底読めないので ある。

原子力防災要員という要件 炉規法では書面による申し出要件

次に特定緊急作業従事者の要件である。 電離則で特例緊急作業に従事させることが できるのは、原子力災害特別措置法で置く ことが義務付けられている原子力防災要 員、原子力防災管理者、副原子力防災管理 者に限られ、新たに設定された特別教育を 受けているという条件も加わる。かなり限 定されたものにはなるが、そもそも緊急作 業者は、情報を知らされている志願者でな ければならないとするICRP勧告の要件 からはほど遠く、指揮命令下で業務に従事 する労働者であることには変わりない。

ところが原子炉等規制法の側の規定は次 のようなものだ。

- 「3 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。
- 一 緊急作業時の放射線の生態に与える 影響及び放射線防護措置について教育を受 けた上で、緊急作業に従事する意思がある 旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た 者であること。
- 二 緊急作業についての訓練を受けた者 であること。」

教育を受けた上で書面により申し出た者 という要件を明確に加えたものとなってい る。もちろんこの書面による申し出が完全 に自由意思でなされると保障されるもので はないが、はじめて被ばく規制の要件に加

万勝女王用工は「电解別」とが「かずが明は「大川が利寺」のが明ら日からてからと					
	電離則の放射線	実用炉則の教育	特例作業従事者	書面の申し出	
	業務従事者教育	訓練	教育		
通常放射線業務	0	不要	不要	不要	
緊急作業(100限度)	不要	0	不要	0	
厚生労働大臣が定める(~250限度)	0	0	0	0	
特例緊急作業(250限度)	0	0	0	0	

えられたものだ。

さらにこの教育と志願者という要件は、原子炉等規制法の場合には、従来の100mSv限度の緊急作業においても同様とされていることは、目立たないが新たな規制ということができるだろう。

電離則の場合には、100mSv限度の従来の緊急作業について、通常の放射線業務従事者だけではなく、第7条第3項において、それ以外の普通の労働者さえも従事させることができるとされているのである。もはや緊急作業時の被ばくについては、原子力施設とそれ以外で大きな格差となってしまっていることになる。

いずれにしろ、電離則の規制にかかわらず教育と書面による申し出は、原子力施設の緊急作業において必須ということになるわけである。

250mSv 超の緊急作業 法令にはないけれど認める?

ところでそもそも緊急作業時の被ばく規制が十分でないことは、従来よりICRP 勧告で指摘があったところであり、救命行為や壊滅的な状況の回避といった活動の場合には、線量限度という設定ではなく、参考レベルの考え方を適用すべきとされてきた。とくに3.11の福島原発事故以降、このことは誰にでも想像できるようになったといえる。しかし今回の電離則改正の考え方はそうではない。

検討会の報告書において限度を 250mSv とした考え方として「250mSv を超える線 量を受けて作業をする必要性は現時点では 見いだしがたい。」としか記載していない。 検討会の委員からもこの表現に意見が出さ れたが変えていない。

これに対し、原子炉等規制法の側の改正 方向は少し違う。限度として 250mSv を 新設したのは同じだが、法令以外の概要で 次のように記している。

「(国際的な考え方での参考レベルを考慮 し) ①公益との比較考量で不要な被ばく、 或いは②不適切な防護措置による被ばく、 により線量限度を超過した際には、法令に 基づく所要の措置を行う。」

つまり、250mSv を超えるような被ばくがあったようなときに、①、②の場合には違反として措置するとしているが、その前に「参考レベルを考慮し」とあるのは、もし救命や壊滅的状況の回避のために250mSv を上回る被ばくを伴う作業があったとしたら許されると判断されるということなのだ。

厚生労働省が「見いだしがたい」などとあやふやで置いていたのを、原子力規制庁は参考レベルの考え方に踏み込んで記述したということだが、結局これは法令の文言ではない。書き込まないのに、解釈上の問題として考慮するということは、法治国家として許されるのかという問題はまだ議論されていないというわけだ。

関係省庁交渉で 被ばく許さぬ取り組みを

緊急作業時の被ばく規制については、改

電離放射線障害防止規則新条文(一部)

(特例緊急被ばく限度)

- 第七条の二 前条第一項の場合において、厚生労働大臣は、当該緊急作業に係る事故の状況その他の事情を勘案し、実効線量について同条第二項の規定によることが困難であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該緊急作業に従事する間に受ける実効線量の限度の値(二百五十ミリシーベルトを超えない範囲内に限る。以下「特例緊急被ばく限度」という。)を別に定めることができる。
- 2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣は、直ちに、特例緊急被ばく限度を二百五十ミリシーベルトと定めるものとする。
 - 一原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律 第百五十六号。次号及び次条第一項において 「原災法」という。)第十条に規定する政令で 定める事象のうち厚生労働大臣が定めるもの が発生した場合
 - 二 原災法第十五条第一項各号に掲げる場合
- 3 厚生労働大臣は、前二項の規定により特例緊急被ばく限度を別に定めた場合には、当該特例緊急被ばく限度に係る緊急作業(以下「特例緊急作業」という。)に従事する者(次条において「特例緊急作業従事者」という。)が受けた線量、当該特例緊急作業に係る事故の収束のために必要となる作業

正が必要と原発事故以前から指摘されてきたところである。それは原子力施設のことに限ったわけではなく、放射線業務全体にあっても規制の不備が存在し続けていることも指摘されてきた。

また被ばく線量記録の扱いについても、いまだに国による管理は実現されておらず、紛失してしまった被ばく記録も少なくないことが想像でき、それは将来にあっても変わりないという恐るべき状況にある。

全国安全センターでは、今回のような具体的な緊急作業時の被ばく問題はもちろんのこととして、今後もさらに関係省庁に申

- の内容その他の事情を勘案し、これを変更し、かつ、できるだけ速やかにこれを廃止するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、第一項又は第二項の規定により 特例緊急被ばく限度を別に定めたときは、当該特 例緊急作業及び当該特例緊急被ばく限度を告示し なければならない。これを変更し、又は廃止した ときも同様とする。
- 第七条の三 事業者は、原災法第八条第三項に規定する原子力防災要員、原災法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者(第五十二条の九において「原子力防災要員等」という。)以外の者については、特例緊急作業に従事させてはならない。
- 2 事業者は、前条第一項又は第二項の規定により、 特例緊急被ばく限度が定められたときは、第七条 第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定にかか わらず、特例緊急作業従事者について、同号に規 定する限度を超えて放射線を受けさせることがで きる。この場合において、当該緊急作業に従事す る間に受ける実効線量は、当該特例緊急被ばく限 度を超えないようにしなければならない。
- 3 事業者は、特例緊急作業従事者について、当該特例緊急作業に係る事故の状況に応じ、放射線を受けることをできるだけ少なくするように努めなければならない。

し入れ、労働者被ばくを許さない取り組み を進めていくことにしている。



アスベスト健康被害国賠訴訟 藤田さん和解成立

アスベスト製品製造工場等の元労働者やそのご遺族に対する賠償金の支払いを求める国家賠償訴訟について、本年7月3日の菊池良子さんに続き、8月6日には藤田良子さんに関する和解が成立した。今回の和解は法廷で確認されることになり、前回和解した菊池さんやはつりじん肺訴訟の原告も含む多くの方が傍聴する中での和解となった。藤田さんもほっとしたようで、傍聴に来て下さったみなさん一人一人に感謝の意を伝えていた。

藤田さんのご主人である良男さんは、お 兄さんが経営する大阪市西淀川区の藤田鉄 工所に短期間勤めたことがあった。そのう ちのさらに限られた約2年間、久保田鉄 工株式会社(現・株式会社クボタ)の孫請 として、青石綿が含有されている水道管の 切削加工を行った。この期間に吸引したア スベストが原因で、良男さんは中皮腫に罹 患したのである。

藤田鉄工所は石綿製品製造工場ではなく、石綿製品の加工工場であったため、局所排気装置を含む作業環境や粉じんばく露 状況について国から釈明を求められるもの と予想していたが、6月25日に開かれた 第一回弁論の際には、被告である国から一 部証拠の原本確認を求められたのみで、菊 池さん事件以上にスムーズに進行した。

次回は第三陣

アスベスト国賠訴訟は今後も継続していく。9月8日には、石綿肺がんで亡くなった西成区の万年スレート株式会社の元従業員と、平野区の第一石綿工業で働き、中皮腫で亡くなった元従業員に関する第一回弁論が開かれる。第三陣についてもできるだけ早い解決が望まれる。

更なる被害の掘り起こしを

少しずつではあるが、国家賠償訴訟の対象者も増えてきている。しかし、見込まれる人数に比してまだまだ少ない。これからも中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会と協力し、被災者の掘り起こしに努める。

関西労働者安全センター 2015労災職業病講座

10月28日(水) 午後6時30分~8時

労災職業病の闘いと役割

労働組合にとっての、労災職業病や労働安全衛生の取り組みの意義を考えます。

11月4日(水) 午後6時30分~8時

労災保険給付の受け取り方

意外に知られていない労災保険の請求実務を徹底解説。各種 給付から労災保険法にあるいろいろな被災者支援制度も解説し ます。

11月11日(水) 午後6時30分~8時

ストレスチェックを役立てる

12月から始まるストレスチェック制度、標準とされる「職業性ストレス簡易調査票」の使い方を中心に解説します。

11月18日(水) 午後6時30分~8時

通勤途上災害の保護範囲

業務災害に準じて保護対象となる通勤災害、金帰月来型単身 赴任者、ダブルジョブホルダー、どこまで保護されるか解説し ます。

場所:エル・おおさか 5階 501号室 (各回とも)

受講料:各回1000円(会員800円)

各回とも1週間前までに氏名と連絡先を事務局ま でご連絡ください。

労働安全衛生法改正 ストレスチェック制度にどう取り組むか(3)

大事な衛生委員会の役割

ストレスチェックを実施する前に、衛生 委員会で調査審議する必要があるというの は、労働安全衛生法が定める安全衛生管理 体制の仕組みから見て当然のこと、という のは誰もが認めるだろう。メンタルヘルス 対策が、産業保健の課題の中でも最も重要 なものになってきているという現代的な事 情からも、特に大事だということになるだ ろう。

ただ、ストレスチェック制度の運用ということから考えると、産業保健の課題ということ以外に、もう一つ個人情報を扱い、職場のストレス要因という機微に触れる情報を扱うということから、その秘密の保持をどう担保するかということが課題となってくる。そのために、事業場内の第三者的な立場からのチェック機能を果たせるのは、衛生委員会ということになる。

まずは関係者(衛生委員)が理解

あらためて衛生委員会についての法令上 の規定をみておこう。

労働安全衛生法第18条は、労働者数50人以上の事業者に、衛生委員会を設けて、①労働者の健康障害を防止するための

基本となるべき対策、②労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策、 ③労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること、④労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項について、調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるとしている。そしてその④は労働安全衛生規則第22条項目が列挙され、その中に「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」が含まれている。

この規定を根拠として、ストレスチェック制度は衛生委員会での調査審議事項とされるのだが、指針と実施マニュアルには衛生委員会の役割が大きく強調されている。

まず衛生委員会が、事業の実施を統括管理する者、労働者、産業医及び衛生管理者等で構成されることから、制度の趣旨を関係者が正しく理解する場としての重要性に期待する。

そして調査審議する項目を列挙する。まず最初にあげるのが、ストレスチェック制度の目的の周知に関することだ。

一次予防という目的の周知

労働者自身のストレスへの気付き及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然

に防止する一次予防を目的としており、メンタルヘルス不調者の発見を一義的な目的としないという趣旨は、健康診断等を担当してきた産業保健担当者でさえ理解していないことがあり得る。もちろんこの制度が実際に運用されだすと、この勘違いはなくなるのかもしれないが、担当者でさえ誤解があるような制度の運用にあたってはまず正確な情報を周知する必要があるといってよい。とくに衛生委員会の労働組合推薦の委員は、このことに十分留意する必要があるだろう。

次にストレスチェック制度の実施体制である。誰が実施するのか、つまりチェックの結果の情報を扱う責任を持つのは誰なのかを明確に示さねばならない。産業医もしくは産業医を含む複数の実施者により行われるのであれば、原則は産業医がその代表者となるのかどうか、外部機関が行うのであればその担当する実施者を明示させる必要がある。

職場改善に生かす集計・分析へ

3つ目に、調査票はどのようなものを使用するのか、そこからストレスの程度を評価する方法をどうするのか、面接指導の対象とする高ストレス者の選定基準、面接指導の申し出方法、面接指導の実施場所等の実施方法である。このような項目は、専門家でもない衛生委員がどのように点検するのか、あるいは追加意見を述べるのかという問題があるかもしれない。

もちろん事業場にふさわしいストレス要

因の発見方法等についての議論があればよいのだが、もしそうでなくとも、チェック項目等に不適当なものがないか、面接指導の勧奨や実施について、労働者の権利を損なう可能性がある運用が含まれていないかについても注意しておく必要があるだろう。

4つ目に、結果に基づく集計・分析に関する方法についてである。

ストレスチェックは、職場のストレス 要因を調べて改善するために行うという、 もっとも大事な目的のために、結果を集 計・分析して活かさなければならない。職 業性ストレス簡易調査票を用いた分析方法 については、いろいろな事例が報告されて いて、テキストも容易に手に入れることが できるが、個々の職場でどう生かすのかは 受け止める側の取り組み次第ということに なる。ただただ集計した数値を列挙したも のが報告されるだけでは情報の垂れ流しで しかなく、もし分析の集団規模が細切れな ままで行われたら、個々のチェック結果情 報が推測されるなどということにもなりか ねない。

受けない選択もあるという周知

次にストレスチェックの受検の有無に関する情報である。健康診断とは異なり、ストレスチェックには労働者の受検義務はない。指針はできるだけ全員が受検するように勧奨することを旨とするが、衛生委員会での議論としては、勧奨方法が労働者の不利益につながるものでないかどうかを少な

くともチェックしておく必要があるだろう。たとえばストレスチェックを受けるのがあたかも義務であるかのような周知がなされ、受けないという選択ができることが分からないのであればこれは不適当ということになる。

ストレスチェック結果を本人に伝える方法、実施者が高ストレス者に対して面接指導の申し出を勧奨する方法、集計・分析結果及び面接指導結果の共有方法と共有範囲、本人の同意の取得方法と実施者が事業者に提供するストレスチェック結果に関する情報の範囲、これらの取り扱いについても、運用の具体的な方法について透明性を十分に確保しておく必要があることになる。たとえば事業者にストレスチェックの個別の結果を提供するなどというのは、必要性が明らかでない限り認めないこととするのでよいだろう。

ほか、結果の記録について、実施者がどのようにいつまで保存するのかについても明確にしておく必要がある。

ここまでみて言えることは、衛生委員会 での労働組合推薦委員の役割が相当程度大 きいということだろう。職場改善へその結 果を生かすためには、衛生委員会での議論 に期待するところは大きいのである。

なお、衛生委員会の議事は開催の都度、 その概要を労働者に周知することとされて おり、記録については3年間保存すること とされている。

次回はストレスの程度の評価と高ストレ ス者の選定。





パワハラにあったとき どうすればいいかわかる本

いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター (IMC) + 磯村 大 (精神科医) 著

今、職場のいじめ、パワハラが増えています。

2013 年度の労働局に寄せられた労働相談の内訳では、「いじめ・いやがらせ」が 2 年連続トップでした。

本書は、職場のいじめ、パワハラを受けたとき、当事者や相談を受けた職場仲間、経営者、家族たちが、どのように対応していけばいいのかが、すぐに役立つように、マンガを使って、Q&Aでわかりやすく書いた本。

合同出版 http://www.godo-shuppan.co.jp/products/detail.php?product_id=455 サイズ :148mm × 210mm 発行日 :2014.11.10 ページ数 :144 ページ

連載 それぞれのアスベスト禍 その54

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

最期に語った「過去の記憶」

2015年6月、事務所に相談の電話があり「父親が中皮腫で入院している。病院ではアスベストと関係があると言われた。しかしどこでアスベストを吸ったのかわからない」という内容だった。すぐに入院先の日本赤十字社和歌山医療センターを訪問した。

相談者の父親であるUさんは 1967 年から長年にわたり外壁などのブロックを組み立てる仕事をしていたが、Uさんが仕事をしていた現場にはアスベストが無かった。そこで 1952 年から 1966 年までの 14 年間勤務していたという住友金属和歌山製鉄所(住金和歌山)の話を聞くことにした。

しかしUさんが勤務していた「孫請け」の会社は既に廃業しており、経営者の所在もわからない。小さな会社だったので社会保険をかけておらず年金記録がなく、Uさんの勤務を証明する方法は無い。同僚証言も得られない状態だった。話を始めて30分すると体調不良を訴えたので聞き取りを中断した。当時の状況を探ることは大変に困難だ。

話を途中までしか聞けない状態でこのまま帰るにはとても心残りだった。何とかしなければ…と考えた私はUさんの奥様と共

に地元の和歌山労働基準監督署に行った。 そして「まだ何も準備は出来ていないが、 病状が悪いので早く聞き取りをお願いしま す」と依頼した。労災課の担当者は事情を 理解し、2日後にUさんを訪問した。

しかしUさんは監督署の聞き取りに対して 10 分位しか耐えられなかった。その話を聞いた私はふとひらめいた「そうだ、会社が無く、同僚もいないのなら他の証拠を探そう」と。そこでさっそく住金和歌山のホームページから会社の沿革を検索して写真を探した。

1942年-操業開始

1961年 - 第一高炉火入れ

鉄鋼一貫体制が確立

1963年 - 第二高炉火入れ

1965年 - 第三高炉火入れ

1967年 - 第四高炉火入れ

など、操業内容を書き出してUさんの証言 と照らし合わせた。するとUさんの「勤務 を始めた時はまだ第一高炉が無くて、その 後に第一高炉と第二高炉が出来ました。」 という証言に合致していることがわかっ た。Uさんは確かに住金和歌山の工場内で 働いていたのだ。しかしUさんの病状は予 断を許さなくなっていた。

最初の訪問から5日後の7月1日、関西 労働者安全センターの酒井恭輔さんと一緒 にUさんを訪問した。その時に当時の工場



写真を見て証言するUさん

内の写真と「石筆」、それにビデオ録画の ためにカメラを持参した。車いすにも座れ ない状態のUさんのベッドの横で、酒井さ んにビデオをまわしてもらいながら質問し た。

「この写真に見覚えがありますか」、「これを使って仕事しましたか」などいくつかの質問にUさんは、小さな声ながらはっきりと答えてくれた。写真には見覚えがあり、「木下建設」という下請け会社の名前も覚えていた。石筆はガス溶断(鉄板を切断)のマーキング時に使用し、石筆を削っていたこともわかった。Uさんの周辺では日常的に溶接や溶断が行われ、パイプの修理も

していた。なお、床はコンクリートだった ので養生シートは使用しなかったようだ。

誰しもそうだが、半世紀も昔に遡る記憶はあいまいな部分も多い。しかし、そのあいまいな記憶の部分でアスベストにばく露したケースも多い。私たちが訪問した翌日、監督署が再びUさんの病室を訪れ、聞き取りを行った。その数日後、Uさんは永眠した。発症から数ヶ月という短い闘病期間だった。

当初は「いろいろやったので、よく覚えていない」と言っていたUさんの記憶が鮮明になったのは工場内の写真を見たからだ。「木下建設という下請けもあった」といったとおりに「木下建設」の車が会社のHPから確認できた。

Uさんは人生の最期をむかえたときに、 過去の記憶を呼び戻したのだ。本来なら懐かしく思い出す記憶であるべきなのに、自 分の命と引き替えにしながら記憶を呼び戻 していた。これもまたアスベスト禍の哀し い実態だと痛感した。

あとは一日も早く労災認定されることを 祈っている。

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月2日に設立されました。
①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、
④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場に立った調査・研究・提言、
⑥関係諸分野の専門家等のネットワーキング、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽に度相談、お問い合わせください。
「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル:0120-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。

「情報公開推進局ウェブサイト: http://www.joshrc.org/~open/」では、ここでしか見られない情報を満載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。

●購読会費(年間購読料): 10,000 円 ●一部: 800 円 ●お申し込み:全国労働安全衛生センター連絡会議 Tel:03-3636-3882 Fax:03-3636-3881 URL: http://joshrc.info/

安セタ情報

韓国からのニュース

■サムソン電子「職業病交渉調停勧告案を受け容れよ」

サムソン電子が公益法人設立による職業病の被害補償を拒否したことに関連して、「半導体労働者の健康と人権守り(パノリム)」など労働・市民団体は4日に声明を出し、「調停勧告案に対するサムソン電子の立場は、従来の態度と変わらない」。「サムソン電子は調停勧告案を積極的に受け容れなければならない」と主張した。

サムソン電子は3日、「サムソン電子半導体など、事業場での白血病など疾患発病に関する問題解決のための調停委員会」が提案した公益法人の設立を拒否し、1千億ウォンの基金を造って職業病被害者に対する補償・予防活動を行うと明らかにした。公益法人設立による職業病被害者補償・予防に対しては、「調停委が提案した公益法人設立は解決法にならない」。「法人を設立して補償をするには、長い時間が必要だ」と拒否理由を説明した。

パノリムは「サムソン電子が(公益法人設立を拒否し)職業病問題に関して何の解決策も出さないまま漂流することになる可能性が高まった」として「長い間苦痛を受けた職業病被害家族が、もっと大きな苦痛を抱えることになる」と憂慮した。

「公益法人の設立による被害者補償には長い時間がかかる」というサムソン電子の主張にパノリムは、「調停勧告案には、2015年12月31日までに職業病被害者からの申請

を受けて、優先処理するという内容がある」。 「職業病被害交渉を3年も引き延ばしたサムソン電子が、公益法人の設立が迅速な補償を遅延させると言うのには、あきれる」と指摘した。2015年8月5日 毎日労働ニュースク・テウ記者

■サムソン職業病家族対策委「9月末までに 交渉をまとめる」

サムソン職業病家族対策委員会が「サムソン電子との直接交渉で、9月末までに交渉を終える」と宣言し、調停委員会が出した調停 勧告案が白紙化する危機に直面した。

家族対策委は 10 日「サムソン電子半導体など、事業場での白血病など疾患発病に関する問題解決のための調停委員会」に、追加の調停手続きを一時的に中止するよう要請した。

サムソン電子と家族対策委は、先月 23 日 に調停委が発表した調停勧告案に対して異議 を提起した。調停勧告案は公益法人を設立し て、サムソン電子の謝罪・補償・予防対策 を作るとしている。調停委はサムソン電子・ 家族対策委・パノリムの意見を整理した後、 17 日から個別に会議を行おうと提案した。

しかしサムソン電子と家族対策委は公益法 人の設立を拒否した。更に「交渉のスピード を上げるために家族対策委とサムソン電子が 直接交渉をしなければならない」とした。

家族対策委は「9月末を1次の期限として、 サムソン電子との当事者交渉を終えるために 努力する」とし、「それまで(追加調停手続 きの)調停期日の指定を保留して欲しい」と 要求した。

家族対策委の提案によって、2013年から サムソン電子と職業病被害交渉に参加したパ ノリムが交渉から排除される可能性が大きく なった。サムソン電子半導体・LCD事業場で職業病に罹って闘病中や死亡した労働者は、パノリムに発病の事実を知らせ、労災申請をして補償問題を議論してきた。パノリムが交渉から排除されれば、これらの補償問題も難航するものと予想される。

パノリムは「迅速な補償を望む家族対策委の切迫さは理解する」としつつも、「家族対策委の切迫さのために、他の被害者の切迫した利害と要求に逆行するのは正しくない」と指摘した。2015年8月12日 毎日労働ニュース ク・テウ記者

■長時間労働で重病になる郵政労働者

最近5年間で、郵政事業本部の公務員と配達員1801人が業務上災害に遭ったことが分かった。この内50人が死亡した。1ヶ月に20人以上の被災者が発生し、3ヶ月に一人の割で死亡している。労働者が安全に働けるように勤務環境を改善しなければならない。

郵政労組と新政治民主連合の国会議員は 19日、国会で「郵政労働者の重労働の実態 と郵便収支の赤字構造対案摸索討論会」を 行った。提案者のソン・ポファ良い政策リサー チ研究所長は「郵政本部が経営収支の悪化に よって人員を削減し、労働者が災害に遭って いる」。「長時間労働で発生する労災事故を減 らすためには、人員を補充しなければならな い」と提案した。

◆郵政労働者の事故の原因は長時間労働

国会・未来創造科学放送通信委員会のムン・ビョンホ新政治民主連合議員が郵政本部から提出させた、郵政職・集配員の災害率と死亡率の内訳によれば、2010年から2014年までに郵政職公務員1308人、集配員1546人が業務上災害に遭った。郵政職公務員に含まれている集配員の人員を勘案すれ

ば、5年間に1801人が災害に遭ったことになる。同じ期間に郵政職公務員24人、集配員26人が事故で亡くなった。郵政職公務員では事故よりも心臓まひ・脳出血などの疾患で亡くなったケースが多かった。集配員は同期間に交通事故で13人が死亡し、疾患による死亡事例(9人)よりも多かった。

ソン所長は郵政業務従事者の労災頻度が高い理由として、長時間労働を挙げた。韓国労働研究院が2013年7月から11月までに職員5237人を対象にアンケート調査と深層面接を実施した結果、郵政労働者は法定労働時間より2.2時間多い11.03時間働いていることが明らかになった。回答者のうち47.2%が「1ヶ月に3週以上は12時間以上の延長労働をする」と答えた。筋肉痛を経験した回答者は89.2%、腰痛は24.2%に達し、長時間労働による疲労度が高く現れた。

◆「リストラではなく、人員の補充が必要」

ソン所長は「郵政労働者が長時間労働と過度な業務に苦しめられる問題を解決するためには、人員を補充しなければならない」と主張した。郵政本部は郵便の物量と売上額が減ると直ぐに人員削減を実施した。2012年に46億5千通だった郵便の物量は、昨年42億8千通に減少した。昨年、郵政本部は郵便事業部門で349億ウォンの純損失を記録した。郵政本部は情報通信の発達によって下落傾向が続くと予想し、リストラを実施した。

昨年、郵政本部は正規職職員 1019 人を削減した。OECD の主要国対比の郵政人員比較資料によれば、郵政本部の人員は絶対不足の状態だ。ドイツは郵政従事者 1 人当りに国民 195 人、オーストラリアは 1 人当りに724 人を担当するのに対して、我が国は 1 人当り 1163 人を担当する。このような状況で郵政本部がリストラを実施し、郵政労働者

の業務量が急激に増えた。

ムン・ビョンホ議員は「長時間労働は労災に繋がり、個人と家庭に致命的な被害を与える」とし、「郵政本部はリストラで経営効率を図るよりも、すべての労働者の人間らしい暮らしを保障しなければならない」と強調した。ソン所長は「朴槿恵政府が雇用率70%達成という目標を実現するためには、労働時間を減らし、新規雇用を増やさなければならない」と主張した。2015年8月20日毎日労働ニュースク・テウ記者

■病院労働者、3人に1人は不眠症・筋骨格 系疾患に苦しむ

保健医療労組が20日に発表した「2015年病院労働者の健康と労働安全実態」によれば、最近3年(2012~2014年)間で年平均863件の職業性災害が発生した。以前の11年(2004~2014年)間の年平均発生件数(299件)の2.8倍に達する数値だ。

実際、多くの病院労働者が筋骨格系疾患や 睡眠障害を訴えた。労組が組合員 1 万 8629 人を対象に業務上疾病発生の有無を尋ねたと ころ、29.1%が筋骨格系疾患を経験したと 答えた。27.7%は睡眠障害を体験していた。 打撲傷や骨折 (16.8%) がそれに続いた。その 他にも感染病や結核、うつ病、職業性癌も あった。健康状態に影響を与える睡眠の質も 100 点基準で、39.6 点であった。

これに対する措置や補償は不十分だった。 調査参加組合員の 20.8% が「病院で業務上 災害が発生した時、十分な措置と補償がされ なかった」と答えた。最初から措置と補償 がなされなかったという応答も 12.3% にも なった。充分に満足する補償と措置がされた という応答は 3.1% に止まった。

労組は「病院労働者が健康でなければ、患

者に良い医療サービスを提供することができない」として「患者尊重・職員尊重・労働尊重の病院作り運動によって、健康な労働環境を確保する」とした。2015年8月21日毎日労働ニュース ユン・ソンヒ記者

■サムソン電子は調停委の勧告案を受け容れなければ

サムソン電子労働者の白血病が産業災害であることを法的に認められるまでに長い時間がかかった。2007年3月、女性労働者のファン・ユミさんが死亡し、彼女の父親のファン・サンギさんが法的救済手続きを始めた後、2014年8月にソウル高等法院の判決で産業災害であることが確定的に認定された。その過程で大韓民国の代表企業であるサムソン電子は、否認と非協力と隠蔽を一貫して通した。その間にも多くの労働者が白血病に罹って亡くなった。市民社会・専門団体の支援活動と国際社会の連帯活動、そして二編の映画製作による世論形成に力付けられ、結局サムソン電子が責任を認めるに至った。

迂余曲折の過程を経て、関連当事者(サムソン電子・パノリム・家族対策委員会)間の合意に基づいて、昨年12月から「サムソン電子半導体事業場での白血病など、疾患発病と関連した問題解決のための調停委員会」(調停委)による調停手続きが進められた。調停委は関連当事者が合意して、公正性と専門性を備えた人によって構成された。調停委は関連当事者の意見を幅広く聞き、深い研究と議論を経て、7月23日に調停勧告案を提示した。調停委はこの懸案を「個人的事案」を越えた「社会的事案」と見て、当事者が合意した補償・対策・謝罪という三つの議題に対して勧告案を出した。調停委はまた社会的課題解決のための機構として、(18頁に続く)



はつりじん肺損害賠償訴訟 第 33 回弁論報告

岡山さんの本人尋問

今年の7月9日も暑い一日 だった。この暑さの中、空調 のきかない大阪地裁の大法廷 で最後の尋問に臨んだのは岡 山義昭さんである。

はつりじん肺訴訟原告団の 事務局長を務める岡山さん は、今までの原告同様、被告 らゼネコンの安全配慮義務違 反について余すところなく証 言してくれた。尋問時間につ いても、当初は6時間以上が 予定されていたが、前回、前々 回に出廷した浜川さん、末吉 さんと同じく4時間半程度に 収まった。

今まで13人の尋問を間近 で見てきたが、自分の番とな るとどうしても緊張するのだ ろう、気が急くのか質問の途 中でも慌てて答えようとす る。その都度「質問が終って から回答を」と注意を受ける のだが、序盤は声も小さくあ

まり本調子ではないようだっ た。

反対尋問の筆頭は大林組で ある。2時間半の尋問を、2 名の弁護士が順番に質問をし ていくのは浜川さん、末吉さ んのときと同じパターンであ る。最初に総論に関する質問 を黒田弁護士が行い、続いて 各個別の現場について新井弁 護士が質問をする。ふたりと も建設現場における働き方や 作業内容について全く関心が ないようだが、各現場の監督 だった人物が作成した陳述書 と、証拠として提出した新規 入場者アンケートを振って岡 山さんを尋問する。とりわけ 各論について細かく質問がさ れていたが、最後の尋問とい うことで少し工夫が見られ た。特に在職中に撮影した胸 部レントゲンの陰影に粒状影 が認められたことを岡山さん 自身が認識していたのではな いかと言及したときには、2 年前に徳田さんに対する尋問

を行った頃と比べて格段の進 歩だと感心したものである。

大林組に続く反対尋問は今 回初登場の日本十建工業であ る。岡山さんの帳面に残って いた「日本十建」というメモ と現場名から、当初は誤って 三重県にある「日本十建株 式会社 (ニッポン - ドケン) | を被告にしており、このニッ ポンドケンから平成22年1 月25日付けで提出された答 弁書には、「何かの間違いで あると思われるので、直ちに、 棄却されたい」とまで書かれ ていた。その後の調査で大阪 市の「日本土建工業株式会社 (ニホン・ドケン)」が元請だ と判明し、追加提訴した相手 ということで、岡山さんとし ても力が入る。日本土建から はこの尋問で初めて栄進建設 や浜田エンジニアリングとい う会社が岡山さんの主張する 現場の元請であると述べた が、岡山さんは冷静に、現場 には日本土建の監督しかおら ず、作業指示も日本土建の監 督から受けたと応じた。

このあたりから岡山さんも 上り調子で、疲労はあるもの の、自分のペースを守って反 対尋問に応じていく。大林組 や村本建設を除くと、被告の 多くは積極的に訴訟に参加し ておらず、このためはつり作 業について理解をしていな い。反対尋問で自ら発した質 問ですら理解していない印象 すらある。中部地方のダムに おける、あるはつり作業につ いてなされた質問に対し、岡 山さんが細かく現場の状況や 作業の説明をする。被告の代 理人ははつり作業を何かを 「作る」作業だと思っている 節があり、「壊す」説明につ いて受け入れられない。熱心 に説明しているうちに当時の 関係者の名前まで思い出し、 すっかりペースを握った岡山 さんは終始被告代理人を圧倒 するのであった。

はわからないが、決して嘘を つかない。尋問を聞いていて も、「わざわざ言わなくても よいのに」ということまで話 してしまう、極めて正直者の 集まりである。尋問を通じて このような姿勢を見てきた裁 判長は、ついに本件に関し何 らかの解決を目指しているこ とを法廷で明らかにした。提 訴して6年、初めて聞く裁判 所の見解である。もっとも、 この一言で気が抜ける原告ら ではない。次回期日に向けて いつものように準備を進めて いくつもりである。

るのであった。 はつり屋さんは難しいこと

重量物取り扱いで腰痛 まさかの急性期のみ労災適用

滋賀

外国人労働者の働く職場は 重労働が多いが、ペルー女性 のAさんも、20年にわたっ て水道管の製造工場で重労働 に従事してきた。しかしながら重い製品の取扱で腰痛とした。 要品の取扱ででなないまった。腰痛の原因は、外 まった。腰痛の原因は、別側で まった。水道管は内径 150 mm、長さ2 M、重さは 77 k gだった(表紙写真参

照)。当初は健康保険を使い、 傷病手当金をもらって休業していたが、休業が長引くにつれ、完治するかどうかも分からないし補償についても不安になった A さんは、労災保険を請求したいと思い当センターに相談してきた。

重量物の取扱での事故であるので、災害性腰痛として認定されるかと思ったが、実はAさんが腰痛になったのは初めてではなく、その10か月前にも腰痛を起こし、3か月

ほど休業していた。その際に 「腰椎椎間板へルニア」と診 断され、職場復帰後も通院し 物理療法を続けていた。そこ に今回の事故が起こって、再 度休業することになった。

最初の腰痛は角形の水道 管、内径 450 mm、長さ 2.4M、 重さ 1200 kgのものをロー ラーコンベア上を押して移動 させているときに起こった。 当然、こちらも労災であるの で、2度の事故について詳し い申立書を作成し、まずは今 回の事故から約1か月分の休 業補償を労災へ請求した。

ところが蓋を開けてみる と、労働基準監督署は労災認 定すると同時に休業補償は請 求した1か月分しか認めない と知らせてきた。監督署によ ると、今回の休業は2度目の 事故によるものなので、2度 目の事故について調査し、労 災と認めたが、1度目の事故 については請求されていない ので調査していない。病名が 「椎間板ヘルニア」であるの で私病とし、労災による急性 症状のみ労災扱いとする、と いうことだ。信じられないこ とに同時に病状についても調 査し、急性期は終わったと判 断したという。

A さんは事故後半年たつの にまだ休業中である。

労働基準監督署のこの判断

に影響を与えたのは、主治医 の意見と考えられる。主治医 は傷病手当金を請求している から労災請求をするのはおか しいと言って、労災の請求書 を書くのを渋った。労災がお りれば手当金は返戻するし、 まずは請求を起こさなくては 手続きが進まない旨説明した のだが、主治医は「(請求す るのは) 日那に甲斐性がない からか」「自動車工場で働く 腰痛の患者がいるが、彼は労 災なんてせずに頑張っている のに」とか失礼な発言を重ね た。最終的には請求書にしぶ しぶ記載したが、医師が労災 請求を妨害するとは異常な事 態だった。

A さんの労災は一応認めら れたものの、今後の治療は労 災扱いされない。労災認定を 受けて工場とも雇用について 話をしなければならないが、 A さんは腰痛の後遺症が残る 可能性も高く、適切な補償が 得られるよう進めたい。

(15 頁から続く) 公益法人の設立を提案した。 勧告案の主な内容は、△サムソン電子の1 千億ウォン基金寄付、△公益法人による補償、 △公益法人が任命したオンブズマンによって 点検可能な安全体系作り、△労働健康人権宣 言を含む社会的謝罪などだ。

調停案に対して労働者側は不足な部分もあ るが全般的な趣旨に共感し、若干の修正意見 を加味した受け容れの意見を明らかにした。 反面、サムソン電子は公益法人設立という根 本方案に反対意見を示した。「補償」と「対策」 の実行と点検は、サムソン電子が処理すると いう趣旨だ。調停委が追加調停の意思を明ら かにしたのに、サムソン電子と家族対策委は 迅速な補償を口実に、追加日程の延期を要請 した。サムソン電子は自ら構成する委員会で、 補償対象、補償金額などを決めるという。そ れに従えば、公正性と迅速性を担保すること はできない。公共的な次元の牽制装置がなく、 実効性も不透明だ。結局、補償と対策実行の 過程でも依然として「甲^(*)の横暴 | をする ということだ。(*編注:甲は強者を表す)

産業災害を認められる過程でサムソンが示 した態度に怒った市民は、サムソンが調停委 の調停手続きを受け容れれば、変化したサム ソンに期待した。調停委が社会的な流れを重 視しながら、当事者の意思を反映した調停案 を提示したので、紛争解決の新しいモデルは 成功すると期待した。判決による解決は硬直 性と狭小性において限界があるが、調停によ る解決はこれを克服することができるから だ。

しかしサムソンは調停委の勧告案を拒否し ている。社会の一部には、勧告案がサムソン 電子の経営権を侵害したという批判もある。 サムソン電子が世界の一流企業に成長できた のは、白血病に罹って死亡した労働者を含む 労働者たちと、国と地域社会、市民の支援に 力付けられたことが大きい。したがってサム ソン電子が労災被災労働者に補償し、労災予 防対策を講じるのは、当然しなければならな い社会的責任を全うするという意味でもあ る。

白血病問題はサムソン電子には、輝かしい 光の裏面の暗い影だ。この問題を克服するこ となくして、決して信頼と尊敬を受ける企業 にはなれない。サムソン電子は調停委の勧告 案を受け容れることによって紛争解決の新し いモデルを提示するだけでなく、社会的責任 を全うする姿を見せなければならない。サム ソン電子が大韓民国の代表企業であるが故の 話だ。自身の承諾の下に構成された調停委の 勧告案さえ蹴飛ばすような企業が、どうして 消費者の信頼を得ることができようか。2015 年8月31日 キム・ソンス弁護士(法務法 人市民) (翻訳:中村猛)

8月の新聞記事から

- 8/3 福島第1原発の30代の男性作業員が1日作業終了後、帰宅途中に体調不良を訴え、搬送先の病院で死亡したと発表。協力企業の作業員で、1日は午前6時~9時まで、凍土遮水壁関連の屋外作業に当たっていた。死因は不明。
- 8/4 岐阜県土岐市の自然科学研究機構核融合科学研究所の実験棟で火災があり、配管の溶接作業をしていた作業員1人が死亡、もう1人も軽いやけどを負った。実験棟内の配管断熱材を焼き、約1時間10分後に消えた。火災が起きたのは液化ヘリウムの冷却装置で、溶接作業中だった。
- 8/5 山口県山陽小野田市の「中国アセチレン」小野田工場で爆発があり、アセチレンガスをボンべに詰める鉄骨スレート造りの充填場と事務所を全焼。男性従業員が顔などに軽いやけど。ボンベ8本が工場敷地外に飛び、最大で約60M離れた所に落ちた。
- 8/7 システムエンジニアの男性が自殺したのは自己申告制の勤務体系で長時間労働を強いられたためとして、妻らが勤務先である大阪市の「オービーシステム」に総額1億4千万円の損害賠償を求める訴えを起こした。男性は単身赴任先の東京でうつ病を発症し、去年1月マンションから飛び降り自殺。労働時間は自己申告制で、労働基準監督署が調べた結果、実際の残業時間は月に127時間から170時間で、労災認定されている。
- 8/8 福島第一原発で作業用のバキューム車を洗っていた協力企業の50代の男性作業員が、車のタンクのふたに頭を挟まれて死亡した。
- 8/10 介護老人福祉施設に勤務していた男性職員 (49) がくも膜下出血で死亡したのは極度の長時間労働が原因だとして、遺族が和歌山市の社会福祉法人「和歌山ひまわり会」や施設長ら三者を相手取り計約 8390 万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、和歌山地裁は約 6980 万円の賠償を命じた。男性は 2009 年9月ごろから、他の職員の退職に伴い業務量が増加し、10年10月にくも膜下出血で死亡、御坊労基署は11年6月に労災認定した。
- 8/11 原子力規制庁は長官官房の課長補佐級の男性 職員が同じ職場の部下の女性にセクハラを行ったとして、減給5分の1(3カ月)の懲戒処分にした。職員は今年1~6月、同庁内の執務室や出張先などで、わいせつな言葉を掛けたり、触れたりするなどのセクハラを複数回行った。

九州電力は午前10時半、川内原発1号機を

- 起動し、再稼働させた。東日本大震災後の新規制基準下で全国初の再稼働。1年11カ月ぶりに「原発ゼロ」が終わる。
- 8/12 中国・天津市浜海新区の危険化学物質の貯蔵 倉庫で大規模な爆発があり、死者は 160 人、13 人行 方不明、負傷者は 701 人となった。
- 8/16 愛知県大府市の駐車場で、鮮魚卸売会社従業員の男性が暴行され死亡した事件で、県警東海署は、傷害の疑いで同社社長を逮捕した。駐車場に止めた乗用車の中で従業員男性を数十回蹴るなどし、腹部の内出血などを負わせた疑い。
- 8/21 9月 26日に和歌山県で開幕する「紀の国わかやま国体」で、交通規制などの統括責任者を務めていた同県警の50代男性警視が今月16日、同県海南市の自宅で自殺していた。警視は6月以降、毎月の超過勤務が200時間以上の状態が続いていた。
- 8/25 神戸市東灘区の民間の産業廃棄物処理施設で 3日、ポリタンクに入っていた猛毒のフッ化水素酸 から気化したガスを吸って、作業員ら14人が軽症 を負う事故が起きた。ポリタンクが指定暴力団山口 組総本部からごみとして出されていたことが判明し、 兵庫県警は廃棄物処理法違反事件の関係先として家 宅捜索する。
- 8/26 社会保険労務士らの事務組合「神奈川SR経営労務センター」がパワハラの再発防止を怠ったことで精神的苦痛を受けたとして、40代の女性職員がセンターなどに賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は請求を棄却した1審・横浜地裁判決を取り消し、請求通り計330万円の支払いを命じた。裁判長は「専門分野であるはずの労務管理上の対応を誤った。責任は重大で違法」と批判した。
- 8/28 運輸会社の上海の子会社で勤務し急死した男性の遺族が、日本の労災制度の適用を求めていた裁判で、東京地裁は請求を棄却。男性は子会社のトップで、遺族は過労死だとして 2012 年に労災申請したが、中央労働基準監督署が遺族補償の不支給を決定。遺族が 2014 年 7 月に東京地裁に提訴していた。
- 8/31 ヘイトスピーチに該当する社内文書を会長指導で配布され精神的苦痛を受けたとして、在日韓国人のパート従業員の女性が勤務先に損害賠償を求める裁判を起こした。数年前から業務内容とは関係のない書籍や新聞記事などのコピーが連日、社内文書として配布されるようになった。女性は会社と会長に対し3300万円の損害賠償を求めた。

15

9 月 10 日 .発行

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問) 監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **(別国) [7] Relief** インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と 快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のイン ナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種 類		型	色	サイズ	S	М	L	LL	LLL
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
6/49/64	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	_
Super	兼	Super	グレー・ブル	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	_
Relief	用	Relief	- (ツートン)	骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	_

(頒価) 5,700円(送料別)■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込 み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名 を別途電話、はがき等でお知らせください。

●郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター ●近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1 部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1 部	3,000円
"	2 部	4,800円
"	3部以上は、1	部につき2,400円増
会 員 購 読 料		員(会費月1口1,000円以上)には 郊以上は1郊150円増

Culture & Communication

一封筒・伝票からパッケージ・美術印刷ー



紫国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号 TEL 06 (6551) 6854 FAX 06 (6551) 1259